

第2章

法人税と消費税で調整が必要 収益認識基準の適用に伴う 税務申告の留意点

GYC 税理士法人
税理士 柴田 暁芳

を算定する必要が生じる。

法人税申告における 留意点

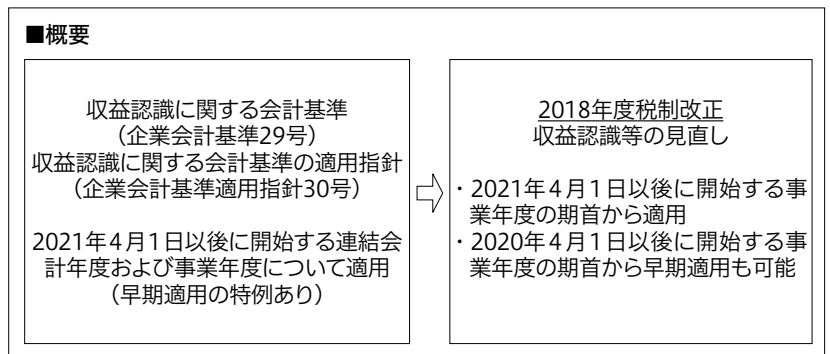
(1) 収益認識基準への法人税上の 対応

企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、あわせて「収益認識基準」という)の公表を受けて、2018年度税制改正で法人税法の一部が改正された(図表1参照)。法人税法では、収益の額につき、「別段の定め」があるものを除き一般に公正妥当と認められる会計処

理の基準に従って計算されるものとされているが、当該改正により法人税法22条の2が新設され、別段の定め1つとして収益の計上時期と収益の計上額についての規定が設けられた。この他に、旧法において別段の定めとして設けられていた返品調整引当金の損算入規定(旧法53)や長期割賦販売等の延払基準選択適用に関する規定(旧法63)が廃止されている。

また、同様に法人税基本通達も一部改正され、原則として収益認識基準の取扱いや考え方を取り込んでいくとするものの、過度に保守的な取扱いや、恣意的な見積りが行われる場合には、公正な所得計算の観点から税務独自の取扱いを定めるものとされている。

(図表1) 会計基準と税制改正の関係



※ 2018年3月30日に企業会計基準委員会から公表(国際会計基準(IFRS15号)を踏まえたもの)

(2) 2022年3月期決算に おける留意事項

前記法人税法の改正は、(経過措置が置かれているものを除き)すでに2018年4月1日以後に終了する事業年度より適用されているが、収益認識基準を2022年3月期から適用している法人においては、会計処理方法を変更した取引を中心に、

(この章のエッセンス)

● 法人税法の改正は、すでに2018年4月1日以後に終了する事業年度より適用されているが、収益認識基準を2022年3月期から適用している法人においては、会計処理方法を変更した取引を中心に、あらためて確定申告書への反映を検討する必要がある。

● 消費税については、会計処理方法が変更されたとしても、従来どおりに課税売上げを認識することが考えられ、実際に対価として收受する(または收受すべき)金額と異なる取引価格が会計上で計上されている場合には、消費税独自の調整を行い、消費税上の課税売上げ